

公立大学法人下関市立大学固定資産貸付規程の一部を改正する規程

公立大学法人下関市立大学固定資産貸付規程（平成19年規程第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に波線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（貸付けできる固定資産の範囲）</p> <p>第2条 固定資産は、次の各号に掲げるものに限り貸し付けることができるものとする。</p> <p>(1) A講義棟・B講義棟、D棟</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>（貸付けできる固定資産の範囲）</p> <p>第2条 固定資産は、次の各号に掲げるものに限り貸し付けることができるものとする。</p> <p>(1) A講義棟・B講義棟、D棟、<u>N棟</u></p> <p>(2)～(5)（略）</p>
<p>（貸付けを認める範囲）</p> <p>第3条 理事長は、前条の固定資産を法人の業務に支障がない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法人の役員及び教職員並びに法人の設置する大学（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「学生等」という。）以外の者に貸し付けることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>国又は地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</u></p> <p>(4) <u>市内の公共的な団体が、公共の利益の用に供するとき。</u></p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（貸付けを認める範囲）</p> <p>第3条 理事長は、前条の固定資産を法人の業務に支障がない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法人の役員及び教職員並びに法人の設置する大学（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「学生等」という。）以外の者に貸し付けることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>国、地方公共団体（下関市を除く。）その他公共団体又は下関市内の公共的な団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</u></p> <p>(4) <u>下関市がその事務又は事業の用に供するとき。</u></p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>2（略）</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。